を「

中小企業者等以外の法人（別表六(六)「７の②」＋「７の④」から「７の⑦」までの合計＋「７の⑮」＋「７の⑯」＋「７の㉒」から「７の㉔」までの合計）
中小企業者等（別表六(六)「３」＋「７の②」から「７の⑦」までの合計＋「７の⑩」から「７の⑬」までの合計＋「７の⑮」から「７の㉔」までの合計）

」に改め、同表の記載要領第11号中「「税額控除超過取戻税額等の加算額（別表六(十)付表「30」＋「35」)＋(別表六(十四)付表「19」＋「24」)⑿」」を「「税額控除超過取戻税額等の加算額（別表六(十)付表「30」＋「35」)＋(別表六(十四)付表二「19」＋「24」)⑿」」に、「「＋(別表六(十四)付表「19」」を「「＋(別表六(十四)付表二「19」」に改め、同第四号ロ中「別表一の三「６」」を「別表一の二「６」」に、「同表「29」」を「同表「26」」に改め、同第七号ロ中「又は法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第207号）第３条の規定による改正前の租税特別措置法施行令第27条の12の２第１項各号（認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除）(同条第２項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を削り、同表を別表六(十四)とする。

別表六(十六)を削る。

別表六(十七)の表中

調整前法人税額（別表一「２」又は別表一の三「２」若しくは「25」）
当期税額基準額 ⑬×20/100－(別表六(十八)「14」)

を

調整前法人税額（別表一「２」又は別表一の二「２」若しくは「22」）
当期税額基準額 ⑬×20/100－(別表六(十七)「14」)

に、

調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「８の⑱」）

を

調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「８の⑯」）

に、

差引当期税額基準額残額 ⑭－⑮－(別表六(十八)「19」)－(別表六(二十六)「４」)

を

差引当期税額基準額残額 ⑭－⑮－(別表六(十七)「19」)

に、

調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「８の⑰」）

を

調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「８の⑮」）

に、

事業年度又は連結事業年度

を

事業年度

に改め、同表の記載要領第１号ロ中「所得税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第11号）第７条」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第３号）第10条」に、「第42条の12の４第３項」を「第42条の12の４第２項若しくは第３項」に改め、同第四号ロ中「第27条の12の４第４項」を「第27条の12の４第３項」に改め、同第四号ロ中「、租税特別措置法第42条の13第１項から第４項まで（法人税の額から控除される特別控除額の特例）又は所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第16条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の13第１項から第５項まで（法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定の適用を受ける場合に」を削り、同表を別表六(十五)とする。

別表六(十八)から別表六(十)までを削る。

別表六(十一)の表中

雇用者給与等支給額（別表六(三十一)付表一「４」）
比較雇用者給与等支給額（別表六(三十一)付表一「11」）

を

雇用者給与等支給額（別表六(二十六)付表一「４」）
比較雇用者給与等支給額（別表六(二十六)付表一「11」）

に、

調整雇用者給与等支給額（別表六(三十一)付表一「５」）
調整比較雇用者給与等支給額（別表六(三十一)付表一「12」）

を

調整雇用者給与等支給（別表六(二十六)付表一「５」）
調整比較雇用者給与等支給（別表六(二十六)付表一「12」）